



# 鳥取県公報

令和7年11月28日(金)  
第9746号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	県統計調査の実施（660）（統計課）	2
	鳥取県指定保護文化財の指定（661）（文化財課）	2
	鳥取県指定無形文化財の追加認定（662）（〃）	2
	屋外広告物に係る禁止地域等の指定の一部改正（663）（まちづくり課）	3
	土地改良区の定款の変更の認可（664）（農地・水保全課）	6
◇ 合同選管	令和7年7月20日執行の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における選挙運動	
公 表	に関する収支報告書の要旨（1）	6

## 告示

### 鳥取県告示第660号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年11月28日

鳥取県知事 平井伸治

- 1 調査の名称  
外国人住民統計調査
- 2 調査の目的  
県内在住外国人の基礎数値を把握し、各種在住外国人施策等に活用する。
- 3 調査対象の範囲  
鳥取県全域
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
  - (1) 報告を求める事項
    - ア 国籍別・男女別・年齢別の住民登録者数
    - イ 国籍別・在留資格別の住民登録者数
  - (2) その基準となる期日  
令和7年12月31日
- 5 報告を求める者  
県内市町村
- 6 報告を求めるために用いる方法  
各市町村に電子ファイルを配布し、電子メールによる回答を依頼する。
- 7 報告を求める期間  
令和7年11月28日から令和8年1月30日まで
- 8 調査票情報の保存期間  
5年間
- 9 結果の公表方法  
鳥取県のホームページでの公表

---

### 鳥取県告示第661号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をしたので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年11月28日

鳥取県知事 平井伸治

#### 絵画の部

名称	員数	所在の場所
たかぎがく 鷹図額	2面	鳥取市東町二丁目124 鳥取県立博物館

#### 彫刻の部

名称	員数	所在の場所
もくぞうしきょうかんのんほさつざぞう 木造聖観音菩薩坐像	1軀	八頭郡八頭町下門尾

---

### 鳥取県告示第662号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第19条第4項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる鳥取県指定無形文化財について、同表の右欄に掲げる者を当該鳥取県指定無形文化財の保持者として追加認定した

ので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により告示する。

令和7年11月28日

鳥取県知事 平井伸治

無形文化財の名称	無形文化財の保持者		
	氏名	住所	特徴
陶芸	小林 孝男	鳥取市河原町牛戸	無形文化財に指定される工芸技術を高度に体得している。

### 鳥取県告示第663号

平成元年鳥取県告示第685号（屋外広告物に係る禁止地域等の指定について）の一部を次のように改正し、令和7年11月28日から施行する。

令和7年11月28日

鳥取県知事 平井伸治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																					
<p>鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定に基づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年7月1日から施行するので、条例第7条の規定により告示する。</p> <p>その関係図面は、鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課、東部建築住宅事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の環境建築局、八頭県土整備事務所並びに西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局において公衆の縦覧に供する。</p> <p>1 条例第2条第1項第1号の知事が指定する地域は、次に掲げる国宝、重要文化財又は県指定保護文化財の周囲50メートル以内の地域とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県指定保護文化財</td> <td>常福寺経蔵及び山門</td> <td>日野郡日南町多里</td> </tr> <tr> <td>県指定保護文化財</td> <td>安楽寺本堂、山門及び鐘楼</td> <td>東伯郡湯梨浜町宇野</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 条例第2条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>(1) 次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域（鳥取市及び倉吉市の区域並びに都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域に定められた地域を</p>	種別	名称	所在地	略			県指定保護文化財	常福寺経蔵及び山門	日野郡日南町多里	県指定保護文化財	安楽寺本堂、山門及び鐘楼	東伯郡湯梨浜町宇野	<p>鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定に基づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年7月1日から施行するので、条例第7条の規定により告示する。</p> <p>その関係図面は、鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課、東部建築住宅事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の環境建築局、八頭県土整備事務所並びに西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局において公衆の縦覧に供する。</p> <p>1 条例第2条第1項第1号の知事が指定する地域は、次に掲げる国宝、重要文化財又は県指定保護文化財の周囲50メートル以内の地域とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県指定保護文化財</td> <td>常福寺経蔵及び山門</td> <td>日野郡日南町多里</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 条例第2条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>(1) 次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域（鳥取市及び倉吉市の区域並びに都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域に定められた地域を</p>	種別	名称	所在地	略			県指定保護文化財	常福寺経蔵及び山門	日野郡日南町多里
種別	名称	所在地																				
略																						
県指定保護文化財	常福寺経蔵及び山門	日野郡日南町多里																				
県指定保護文化財	安楽寺本堂、山門及び鐘楼	東伯郡湯梨浜町宇野																				
種別	名称	所在地																				
略																						
県指定保護文化財	常福寺経蔵及び山門	日野郡日南町多里																				

除く。)で当該道路から展望できる場所(当該道路に向けないで広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する場合を除く。)

路線名	区間
略	
一般国道 178号	兵庫県と鳥取県の県境から岩美インターチェンジ(岩美郡岩美町大字浦富字和田23-4地先)まで
略	
県道大山 口停車場 大山線	略 大山寺橋北詰(西伯郡大山町大山)から県道倉吉江府溝口線との交点(同郡伯耆町大内)まで
県道浦富 岩井線	岩美町道陸上中央線との交点(岩美郡岩美町大字小羽尾)から同町大字牧谷字砂濱690-125地先まで
略	
岩美町道 陸上中央 線	県道浦富岩井線との交点(岩美郡岩美町大字小羽尾)から国立公園区域界(同町大字陸上字下塚畠33-1地先)まで
略	

(2) 略

3・4 略

5 条例第3条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域(前項に掲げる地域を除く。)とする。

(1) 次に掲げる道路の両側1,000メートル以内の地域(鳥取市及び倉吉市の区域並びに2の(1)に掲げる場所を除く。)で当該道路から展望できる場所

路線名	区間
略	
一般国道 178号	兵庫県と鳥取県との県境から岩美インターチェンジ(岩美郡岩美町

除く。)で当該道路から展望できる場所(当該道路に向けないで広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する場合を除く。)

路線名	区間
略	
一般国道 178号	兵庫県と鳥取県との県境から東浜インターチェンジ(岩美郡岩美町大字陸上字下向山312地先)まで
	岩美町道陸上中央線との交点(岩美郡岩美町大字小羽尾)から同町大字牧谷字砂濱690-125地先まで
	浦富インターチェンジ(岩美郡岩美町大字浦富字姥ヶ懐2971-1)から岩美インターチェンジ(同町大字浦富字和田23-4地先)までの自動車専用道路の区間
略	
県道大山 口停車場 大山線	略 大山寺橋北詰(西伯郡大山町大山)から県道倉吉江府溝口線との交点(同郡伯耆町大内)まで
略	
岩美町道 陸上中央 線	一般国道178号との交点(岩美郡岩美町大字小羽尾)から国立公園区域界(同町大字陸上字下塚畠33-1地先)まで
略	

(2) 略

3・4 略

5 条例第3条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域(前項に掲げる地域を除く。)とする。

(1) 次に掲げる道路の両側1,000メートル以内の地域(鳥取市及び倉吉市の区域並びに2の(1)に掲げる場所を除く。)で当該道路から展望できる場所

路線名	区間
略	
一般国道 178号	兵庫県と鳥取県との県境から東浜インターチェンジ(岩美郡岩美町

大字浦富字和田23-4地先)まで

略

(2) 次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区間
略	
県道名和岸本線	県道大山口停車場大山線との交点 (西伯郡大山町坊領)から <u>県道大山高原スマートインター線との交点(同郡伯耆町久古)</u> までの区間 (2の(1)の表に掲げる区間を除く。)
略	
伯耆町道吉定大原線	県道名和岸本線との交点(西伯郡伯耆町大原)から <u>一般国道181号との交点(同町吉定)</u> まで
伯耆町道丸山下槇原線	略
伯耆町道大原添谷線	略

(3) 次に掲げる道路の両側200メートル以内の地域(鳥取市及び倉吉市の区域を除く。)で当該道路から展望できる場所

路線名	区間
略	
一般国道53号	県内全線
略	
県道網代港岩美停車場線	国立公園区域界(岩美郡岩美町大字浦富字二タ股3189-7地先)から同町大字浦富字國次1036-7地先(岩美駅)まで

大字陸上字下向山312地先)まで

浦富インターチェンジ(岩美郡岩美町大字浦富字姥ヶ懐2971-1)から岩美インターチェンジ(同町大字浦富字和田23-4地先)までの自動車専用道路の区間

略

(2) 次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区間
略	
県道名和岸本線	県道大山口停車場大山線との交点(西伯郡大山町坊領)から <u>一般国道181号との交点(同郡伯耆町吉定)</u> までの区間(2の(1)の表に掲げる区間を除く。)
略	
伯耆町道岸本大原線	県道大山高原スマートインター線との交点(西伯郡伯耆町久古)から <u>県道名和岸本線との交点(同町大原)</u> まで
大山第2広域農道	略
岸溝農免農道	略

(3) 次に掲げる道路の両側200メートル以内の地域(鳥取市及び倉吉市の区域を除く。)で当該道路から展望できる場所

路線名	区間
略	
一般国道53号	県内全線
一般国道178号	2の(1)の表に掲げる区間以外の県内の区間
略	
県道網代港岩美停車場線	国立公園区域界(岩美郡岩美町大字浦富字二タ股3189-7地先)から一般国道178号との交点(同町大字浦富)まで
	一般国道178号との交点(岩美郡岩美町大字浦富字姥ヶ懐2971-1)

		から同町大字浦富字國次1036-7 地先(岩美駅)まで	
略		略	
県道岩美停車場新井線	略	県道岩美停車場河崎線	略
略		略	
県道浦富岩井線	岩美町道陸上中央線との交点(岩美郡岩美町大字小羽尾)から新陸上橋南詰(同町大字陸上)まで	県道陸上岩井線	一般国道178号との交点(岩美郡岩美町大字陸上)から新陸上橋南詰(同町大字陸上)まで
略		略	
県道網代港岩美インター線	岩美町道駒馳山大谷線との交点(岩美郡岩美町大字大谷)から岩美インターインエンジ(同町大字浦富字和田23-4地先)まで	県道岩美インター線	全線
略		略	
県道福部岩美線	鳥取市と岩美郡岩美町との境界から一般国道9号との交点(岩美郡岩美町大字河崎字溝下266-3地先)まで	県道福部岩美線	鳥取市と岩美郡岩美町との境界から一般国道9号との交点(岩美郡岩美町大字河崎字溝下266-3地先)まで
岩美町道岩本浦富線	県道網代港岩美停車場線との交点(岩美郡岩美町大字浦富)から県道網代港岩美インター線との交点(同町大字岩本)まで	略	
岩美町道駒馳山大谷線	県道網代港岩美インター線との交点(岩美郡岩美町大字大谷)から県道福部岩美線との交点(同町大字大谷)まで	(4)～(6) 略	
略		(4)～(6) 略	
(4)～(6) 略			

## 鳥取県告示第664号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、米川土地改良区の定款の変更を令和7年11月18日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年11月28日

鳥取県知事 平井伸治

## 合 同 選 管 公 表

## 鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会公表第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、令和7年7月20日執行の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和7年11月28日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選舉管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和7年7月20日執行参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙  
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 36,592,500円  
 3 報告書の要旨

候補者氏名	亀谷 優子	所属党派	日本共産党	期 間	6月6日から 8月3日まで	第1回分
出納責任者 氏 名	福住 英行					
収入			支出			
主たる寄附			人件費	0円		
(氏名) (団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	100,000円		
日本共産党島根県委員会		1,102,737円	選挙事務所費	100,000円		
日本共産党鳥取県委員会		702,430円	集合会場費	0円		
			通信費	0円		
			交通費	6,620円		
			印刷費	1,585,900円		
			広告費	3,038,000円		
			文具費	0円		
			食糧費	44,860円		
			休泊費	67,787円		
			雑費	0円		
その他の寄附	件	0円				
その他の収入		0円				
今回計		1,805,167円	今回計	4,843,167円		
前回計		0円	前回計	0円		
総 計		1,805,167円	総 計	4,843,167円		
支出のうち公費負担相当額		項目	金額			
		選挙運動用通常葉書の作成	0円			
		ビラの作成	0円			
		ポスターの作成	0円			
		選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円			
		選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円			
		個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円			
		政見放送のための録画等	3,038,000円			
		計	3,038,000円			
報告書受理年月日	令和7年8月4日	第1回報告分				

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和7年7月20日執行参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙  
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 36,592,500円  
 3 報告書の要旨

候補者氏名	倉井 克幸	所属党派	参政党	期間	6月1日から 7月20日まで	第1回分	
出納責任者 氏 名	藤田 孝一郎						
収入					支出		
主たる寄附					人件費	0円	
(氏名) (団体名)	(職業)	(寄附額)			家屋費	141,678円	
参政党島根県支部連合会		1,363,836円			選挙事務所費	141,678円	
					集合会場費	0円	
					通信費	0円	
					交通費	0円	
					印刷費	1,451,785円	
					広告費	5,475,184円	
					文具費	0円	
					食糧費	0円	
					休泊費	120,400円	
					雑費	14,790円	
その他の寄附	件	0円					
その他の収入		0円					
今回計		1,363,836円		今回計		7,203,837円	
前回計		0円		前回計		0円	
総 計		1,363,836円		総 計		7,203,837円	
支出のうち公費負担相当額		項目		金額			
		選挙運動用通常葉書の作成		81,812円			
		ビラの作成		511,995円			
		ポスターの作成		857,978円			
		選挙事務所の立札及び看板の類の作成		368,274円			
		選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		464,912円			
		個人演説会の立札及び看板の類の作成		444,030円			
		政見放送のための録画等		3,111,000円			
		計		5,840,001円			
報告書受理年月日	令和7年8月4日	第1回報告分					

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和7年7月20日執行参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙  
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 36,592,500円  
 3 報告書の要旨

候補者氏名	谷口 直矢	所属党派	NHK党	期 間	7月3日から 7月3日まで	第1回分
出納責任者 氏 名	谷口 直矢					
収入		支出				
主たる寄附		人件費	0円			
(氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)	家屋費	0円		
NHK党		207,583円	選挙事務所費	0円		
			集合会場費	0円		
			通信費	0円		
			交通費	0円		
			印刷費	177,883円		
			広告費	29,700円		
			文具費	0円		
			食糧費	0円		
			休泊費	0円		
			雑費	0円		
その他の寄附	件	0円				
その他の収入		0円				
今回計		207,583円	今回計		207,583円	
前回計		0円	前回計		0円	
総 計		207,583円	総 計		207,583円	
支出のうち公費負担相当額		項目	金額			
		選挙運動用通常葉書の作成	0円			
		ビラの作成	0円			
		ポスターの作成	0円			
		選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円			
		選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円			
		個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円			
		政見放送のための録画等	0円			
		計	0円			
報告書受理年月日	令和7年8月7日	第1回報告分				

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和7年7月20日執行参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙  
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 36,592,500円  
 3 報告書の要旨

候補者氏名	出川 桃子	所属党派	自由民主党	期 間	6月26日から 7月31日まで	第1回分
出納責任者 氏 名	浜松 養一					
収入			支出			
主たる寄附			人件費	4,476,450円		
〔氏名〕	(職業)	(寄附額)	家屋費	927,022円		
〔団体名〕			選挙事務所費	927,022円		
自由民主党島根県参議院選挙区第五支部		13,000,000円	集合会場費	0円		
出川桃子島根県後援会		5,000,000円	通信費	295,647円		
			交通費	1,316,135円		
			印刷費	3,025,237円		
			広告費	5,878,615円		
			文具費	165,709円		
			食糧費	999,277円		
			休泊費	1,448,427円		
			雑費	560,031円		
その他の寄附	件	0円				
その他の収入		0円				
今回計		18,000,000円	今回計	19,092,550円		
前回計		0円	前回計	0円		
総 計		18,000,000円	総 計	19,092,550円		
支出のうち公費負担相当額		項目	金額			
		選挙運動用通常葉書の作成	366,350円			
		ビラの作成	964,600円			
		ポスターの作成	1,547,136円			
		選挙事務所の立札及び看板の類の作成	367,137円			
		選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	448,456円			
		個人演説会の立札及び看板の類の作成	205,000円			
		政見放送のための録画等	2,710,400円			
		計	6,609,079円			
報告書受理年月日	令和7年8月4日	第1回報告分				

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和7年7月20日執行参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙  
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 36,592,500円  
 3 報告書の要旨

候補者氏名	出川 桃子	所属党派	自由民主党	期 間	8月1日から 8月25日まで	第2回分																		
出納責任者 氏 名	浜松 養一																							
収入				支出																				
主たる寄附				人件費	0 円																			
(氏名) (団体名)				家屋費	0 円																			
(職 業)				選挙事務所費	0 円																			
(寄附額)				集合会場費	0 円																			
				通信費	15,058 円																			
				交通費	188,310 円																			
				印刷費	0 円																			
				広告費	0 円																			
				文具費	0 円																			
				食糧費	0 円																			
				休泊費	0 円																			
				雑費	59,620 円																			
その他の寄附																								
その他の収入																								
今回計				今回計	262,988 円																			
前回計				前回計	19,092,550 円																			
総 計				総 計	19,355,538 円																			
支出のうち公費負担相当額																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>選挙運動用通常葉書の作成</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>ビラの作成</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>ポスターの作成</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>選挙事務所の立札及び看板の類の作成</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>個人演説会の立札及び看板の類の作成</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>政見放送のための録画等</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>0 円</td> </tr> </tbody> </table>							項目	金額	選挙運動用通常葉書の作成	0 円	ビラの作成	0 円	ポスターの作成	0 円	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円	政見放送のための録画等	0 円	計	0 円
項目	金額																							
選挙運動用通常葉書の作成	0 円																							
ビラの作成	0 円																							
ポスターの作成	0 円																							
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円																							
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円																							
個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円																							
政見放送のための録画等	0 円																							
計	0 円																							
報告書受理年月日	令和7年8月25日	第2回報告分																						

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和7年7月20日執行参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙  
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 36,592,500円  
 3 報告書の要旨

候補者氏名	中山 集	所属党派	国民民主党	期 間	6月20日から 7月31日まで	第1回分
出納責任者 氏 名	岩田 浩岳					
収入			支出			
主たる寄附			人件費	1,673,700円		
〔氏名〕 〔団体名〕	(職業)	(寄附額)	家屋費	270,000円		
国民民主党本部		5,000,000円	選挙事務所費	136,800円		
電力総連政治活動委員会		30,000円	集合会場費	133,200円		
国民民主党鳥取県・島根県参議院選挙区			通信費	20,756円		
第1総支部		70,000円	交通費	169,449円		
国民民主党島根県総支部連合会		50,000円	印刷費	2,317,475円		
			広告費	5,039,046円		
			文具費	65,955円		
			食糧費	525,386円		
			休泊費	698,758円		
			雑費	566,158円		
その他の寄附	件	0円				
その他の収入		0円				
今回計		5,150,000円	今回計	11,346,683円		
前回計		0円	前回計	0円		
総 計		5,150,000円	総 計	11,346,683円		
支出のうち公費負担相当額		項目	金額			
		選挙運動用通常葉書の作成	350,625円			
		ビラの作成	946,850円			
		ポスターの作成	1,020,000円			
		選挙事務所の立札及び看板の類の作成	355,516円			
		選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	440,692円			
		個人演説会の立札及び看板の類の作成	220,000円			
		政見放送のための録画等	2,937,000円			
		計	6,270,683円			
報告書受理年月日	令和7年8月4日	第1回報告分				